

## 加茂市地域活動支援センター(Ⅲ型)事業業務委託に係る公募型プロポーザル方式審査要項

### 1. 審査の対象者

本プロポーザル方式の審査対象となる事業者は、参加申込書及び提案書を提出した参加者に限る。なお、参加申込書及び提案書を提出した法人が1者の場合でも、本プロポーザル方式の審査は実施する。

### 2. 審査の方法

- (1) 加茂市が設置した「加茂市地域活動支援センター(Ⅲ型)事業業務委託プロポーザル方式選定委員会」(以下「委員会」という。)が参加者の審査を行う。
- (2) 評価基準(評価項目、配点等)は別紙のとおりとする。
- (3) 審査は、委員会の各委員が、参加者ごとに、評価項目に対して評価点を付与することができる。
- (4) 各委員の評価点から、評価項目ごとに平均値を算出(少数点第一位以下切捨)し、各評価項目の平均値を合算した総得点の最も高い参加者を受託候補者として決定する。なお、総得点と同点の場合は、委員長の決するところとする。
- (5) 参加者が1者のみの場合における当該1者、参加者が複数の場合における順位が最上位の者又は契約交渉相手方に選定された者が契約を締結しなかった場合、もしくはその他権利を失った場合における次点者及びそれ以降の者は、審査基準点を満たしたときに契約交渉相手方として決定する。

### 3. 審査

- (1) 提案書、ヒアリングによって、審査を実施する。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は審査対象から除外する。
  - ① 事業費の見込額が委託料の上限を超えている場合
  - ② 提案書について、定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
  - ③ 提案書の提案内容に疑義がある場合
  - ④ 参加者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- (3) ヒアリング審査の概要は以下のとおりとする。
  - ① 参加者からの提案書に関する概要説明は、約20分とする。
  - ② 委員会から参加者へのヒアリングは、約20分とする。
  - ③ 参加者からの出席人数は3人以内とする。
  - ④ 本業務の管理を予定する者及び応募法人の経営責任者又は責任者に準ず

る者は、原則出席すること。

- ⑤ 説明用の追加資料の提示及び配布は認めない。
- (4) 審査の順番は、原則、提案書の提出された日時の早い順とする。
- (5) ヒアリングの詳細(会場、時間等)については、後日各参加者へメールで通知する。
- (6) 審査結果は、ヒアリングを受けた全ての参加者に通知する。

## 別紙

### 加茂市地域活動支援センター(Ⅲ型)事業委託事業者選定審査に係る評価項目等

評価項目・評価内容	評価点	配点
<b>法人の状況 財務状況</b>	優れている ⇄ 劣っている	10点
適正な収支計画、妥当な委託料の積算になっているか。	5 4 3 2 1	
事業計画からみて委託料の積算が妥当であるか。	5 4 3 2 1	
<b>管理運営 地域活動支援センターに対する理解</b>		30点
地域活動支援センターの役割に対する理解度は十分か。	10 8 6 4 2	
障がい者支援に対する基本的な考え方は十分か。	10 8 6 4 2	
適切な人員配置となっているか。	10 8 6 4 2	
<b>業務体制1 サービス提供方針や年間行事計画等について</b>		20点
利用者の利便性を踏まえた施設の開所日時の設定となっているか。	10 8 6 4 2	
利用者の立場に立った内容、心身の状態・能力に応じた内容のサービス提供となっているか。	10 8 6 4 2	
<b>業務体制2 地域活動支援センターの業務運営体制</b>		30点
人権擁護・虐待防止・個人情報保護・情報公開に対する意識、体制は十分か。	5 4 3 2 1	
職員研修への取組みはどうか。	5 4 3 2 1	
苦情処理に対する体制は適切か。	5 4 3 2 1	
災害・事故・防犯対策は適切か。	5 4 3 2 1	
衛生管理及び感染症対策は適切か。	5 4 3 2 1	
関係機関との連携に対する取組みはどうか。	5 4 3 2 1	
<b>プレゼン内容</b>		10点
応募の理由と意欲について	5 4 3 2 1	
提出資料や説明のわかりやすさについて	5 4 3 2 1	
合計		100点

・合計点数は100点満点で、審査基準点は60点以上とし、審査基準点を下回ったものは失格とする。(配点合計の6割以上)

・審査対象事業者が1事業者の場合も、上記基準点を適用するものとし、基準点に満たない場合は選定しないものとする。